

春日井市建設工事等に係る電子入札実施要領

(趣旨)

第1条 この要領は、春日井市契約規則（昭和40年春日井市規則第6号）及びあいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約（あいち電子自治体推進協議会平成18年9月6日議決）の規定に基づき、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）を用いた入札の実施について、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号の定めるところによる。

(1) 電子入札システム

指名通知、入札・開札及び落札者の決定等、入札に関する事務手続をインターネットなどの情報通信技術を利用して行うシステムをいう。

(2) 電子入札

電子入札システムを利用して執行する入札・開札等の手続及び随意契約の手続をいう。

(3) 紙入札

電子入札システムを使用せずに、書面により執行する入札・開札等の手続及び随意契約の手続をいう。

(4) ICカード

電子署名及び認証業務に関する法律（平成12年法律第102号）に基づき、主務大臣の認定を受けた特定認証業務を行う者が発行する電子的な証明書を格納しているカードのうち、電子入札コアシステムに対応しているカードをいう。

(5) 電子文書

電子入札において提出書類として扱う電磁的記録をいう。

(適用範囲)

第3条 この要領は、電子入札で行うものとして、春日井市入札業者審査委員会が決定した建設工事並びに設計、測量及び建設コンサルタント等業務の入札案件に適用する。

(手続)

第4条 電子入札の手続は、あいち電子調達共同システム（CALS/EC）利用規約によるものとする。

(ICカードの名義人)

第5条 電子入札に使用するICカードの名義人は、本市に入札参加資格を登録した個人又は法人の代表者若しくは代表者から契約締結に関する権限の委任を受けた者とする。

2 入札に参加しようとする者が特定の入札案件について構成する特定建設工事共同企業体の場合は、代表構成員の代表者名義とする。

(紙入札への変更)

第6条 本市が使用する電子入札システムの端末機の障害等により電子入札システムを使用できない場合は、入札方法を電子入札から紙入札に変更するものとする。この場合において、市長は全ての入札参加者に対し、電話等確実な方法で次の事項を速やかに連絡するとともに、入札方法変更通知書（第1号様式）により通知するものとする。

- (1) 入札方法を紙入札に変更したこと
- (2) 既に完了している電子入札システムによる書類（入札書を除く。）の送受信は有効なものとして取扱うこと
- (3) 既に送信された入札書は無効とし開札を行わないこと
- (4) 既に入札書を送信した者は改めて書面により入札書を提出しなければならないこと
- (5) 紙入札に係る入札方法等必要事項
（電子文書の送信）

第7条 電子入札に参加しようとする者（以下「入札参加者」という。）は、次の書類に係る電子文書を電子入札システムにより送信するものとする。

- (1) 入札書
 - (2) 内訳書（1MBを超えないものに限る。）
 - (3) 一般競争入札の競争参加資格確認申請書（一般競争入札に限る。添付書類は除く。）
 - (4) 指名通知の受領確認書（指名競争入札に限る。）
 - (5) その他市長が必要と認める書類
- 2 前項の電子文書の容量の合計が1MBを超える場合は、書面により郵送又は持参により提出するものとする。
- 3 第1項各号に掲げる書類以外の書類で市長が必要と認めるものについては、郵送又は持参により提出するものとする。

（入札書受付期間）

第8条 入札書受付期間は、原則として、開札日の前2開庁日とする。

（紙入札の承認）

第9条 電子入札の案件において、入札参加者に次の各号のいずれかの事由が生じた場合は、当該入札参加者は紙入札により入札に参加することができる。

- (1) ICカードが失効、閉塞又は破損等で使用できなくなり、電子入札における所定の期日までに再発行される見込みがない場合
 - (2) ICカードの名義人に退職、異動等の事由が生じたため、新名義でのICカードを取得する手続中の場合
 - (3) パソコン等のシステムに障害が発生し、電子入札における所定の期日までに復旧の見込みがない場合
 - (4) 前各号に掲げるもののほか、入札参加者にやむを得ない事由があると認められ、かつ、入札手続の進行に支障が生じない場合
- 2 前項の規定により紙入札による入札に参加しようとする者は、入札書受付締切予定日時の1時間前までに紙入札参加承認申請書（第2号様式）を提出し、市長の承認を

受けなければならない。

3 前項の承認は、紙入札審査結果通知書（第3号様式）により行うものとする。

4 紙入札での参加を承認された者（以下「紙入札参加者」という。）は、入札書受付締切予定日時までに入札書（第4号様式）を持参し紙入札を行うものとする。

（電子入札の辞退）

第10条 入札参加者が電子入札を辞退しようとするときは、入札書受付締切予定日時までに辞退届を電子入札システムを利用して送信するものとする。

2 紙入札参加者が入札を辞退しようとする場合は、入札書受付締切予定日時までに書面により辞退届を持参により提出するものとする。

（開札）

第11条 開札は、入札執行者立会の上で、開札予定日時後、速やかに行うものとする。

2 入札参加者は、開札に立ち会うことができる。

3 紙入札参加者がある場合は、市長は、入札金額及び電子くじ番号を電子入札システムに入力後に電子入札システムにより一括開札を行うものとする。

（無効）

第12条 入札参加者が、次のいずれかに該当する電子文書を送信した場合は、無効とする。

(1) 入札書受付締切予定日時までに送信のないもの

(2) 電子署名及び電子証明書のないもの

(3) 内訳書の提出が必要な案件において、同書の添付又は記載のないもの

(4) ICカードを不正に使用したもの

（その他）

第13条 この要領は、電子入札において春日井市入札者心得書（平成4年5月1日制定）に優先する。ただし、本要領に規定のない事項は、春日井市入札者心得書の規定を準用する。

（雑 則）

第14条 この要領に定めるもののほか、必要なものは市長が別に定める。

附 則

この要領は、平成19年6月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成22年11月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、令和3年4月1日から施行する。

第1号様式（第6条関係）

第 号
年 月 日

入 札 方 法 変 更 通 知 書

様

春日井市長

次の入札について、春日井市建設工事等に係る電子入札実施要領第6条の規定に基づき、電子入札から紙入札へ変更しますので通知します。

1 件 名

2 場 所

3 既に完了している書類の送受信について

- (1) 既に完了している電子入札システムによる書類の送受信は有効なものとして取扱います（入札書は除く）。
- (2) 既に送信された入札書は無効とし、開札は行いません。
- (3) 既に入札書を送信した方は改めて入札書を提出してください。

4 紙入札に関する事項

- (1) 入札日時
- (2) 入札場所
- (3) その他

第2号様式（第9条関係）

年 月 日

紙入札参加承認申請書

(あて先) 春日井市長

住 所

氏 名

(法人の場合は、名称及び代表者氏名)

次の案件は電子入札案件ですが、次の理由により電子入札システムを利用して入札参加ができないため、紙入札での参加を承認してください。

1 件 名

2 場 所

3 電子入札システムに参加できない理由

- ICカードの破損等により、所定期日までに再発行の見込みがないため
- ICカードの登録内容変更のため、再取得の手續中のため
- パソコン等のシステム障害のため
- その他

理由

※ 該当の□にチェックしてください。

本申請について（承認、不承認）してよろしいか。（不承認の場合はその理由）

課 長	課長補佐	副主幹	主 査	担 当

第3号様式（第9条関係）

第 号
年 月 日

紙入札審査結果通知書

様

春日井市長

年 月 日付けで申請のありました次の案件に係る紙入札参加の審査結果を通知します。

1 件名

2 場所

3 審査結果

(1) 承認する

(2) 承認しない
理由

第4号様式（第9条関係）

入 札 書

年 月 日

（あて先）春日井市長

住 所
入札者
氏 名 印
（法人の場合は、名称及び代表者氏名）

次のとおり入札します。

百億	拾億	億	千万	百万	拾万	万	千	百	拾	円

ただし、次の件名の代金

1 件 名

2 場 所

3 電子くじ番号

--	--	--

紙入札による入札について

- 1 入札書（第4号様式）を使用する。
- 2 入札書の日付は、入札書を提出した日とする。
- 3 電子くじ番号欄には、3桁の任意の数値を記入することとし、記入のない場合は、入札執行者が任意に決めることとする。
- 4 入札書及び内訳書（提出を要する場合に限る。）を封筒に入れ、封筒には次に定める事項を記入し、封印の押印をする。
- 5 締切時間は、当該入札案件の電子入札の締切時間とする。
- 6 提出先は、紙入札参加の承認を受けた課とする。

(封筒表)

件 名
場 所

(封筒裏)

入札者 住 所	
氏 名	
(名称及び代表者氏名)	
印	印